大阪府条例第　　　号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条　大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第二十二条　（略）  　一　中学校　三七人  　二　高等学校　九、六九九人  　三　特別支援学校　五、五一三人  別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立南高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 | | 大阪府立西高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 | | （略） | （略） |   　備考　（略） | 第二十二条　（略）  　一　中学校　二二人  　二　高等学校　八、六九七人  　三　特別支援学校　五、四八九人  別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立南高等学校 | 大阪市中央区谷町六丁目 | | 大阪府立西高等学校 | 大阪市西区北堀江四丁目 | | （略） | （略） |   　備考　（略） |
|  |  |

第二条　大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立東高等学校 | （略） | |  |  | | （略） | （略） | | 大阪府立摂津高等学校 | （略） | |  |  | | （略） | （略） | | 大阪府立りんくう翔南高等学校 | （略） | |  |  | | （略） | （略） |   　備考　（略） | 別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立東高等学校 | （略） | | 大阪府立茨田高等学校 | 大阪市鶴見区安田一丁目 | | （略） | （略） | | 大阪府立摂津高等学校 | （略） | | 大阪府立島本高等学校 | 三島郡島本町桜井台 | | （略） | （略） | | 大阪府立りんくう翔南高等学校 | （略） | | 大阪府立泉鳥取高等学校 | 阪南市緑ケ丘一丁目 | | （略） | （略） |   　備考　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例中第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。